

一般社団法人日本膜構造協会表彰規程

令和5年3月16日制定
令和7年11月25日改定

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本膜構造協会（以下「協会」という。）が行う表彰について定め、膜構造、膜材料等の一層の発展及び普及を通じ社会の期待に応えていく事を目的として定めるものである。

第2条（表彰の区分）

表彰の区分は次のとおりとする。

- 一 協会が編集発行する膜構造ジャーナルに投稿された膜構造、膜材料等に係る研究論文から特に優秀なものに対し、論文賞を授与する。
- 二 膜構造、膜材料等の発展及び普及に著しい貢献が認められる者に対し、次の賞を授与する。
 - ① 膜構造デザイン賞
 - ② 技術賞
 - ③ 環境貢献賞
 - ④ 功労賞
- 三 前2号のほか、理事会が必要と認めた場合に、特別の賞を授与することがある。

第3条（表彰対象者の選考及び決定）

表彰対象者の選考及び決定は次によるものとする。

- 一 論文賞については、膜構造ジャーナルへの研究論文の投稿から、論文賞検討委員会において特に優秀な投稿者を表彰対象者として選考し、理事会において決定する
- 二 第2条第二号に定める各賞のうち、膜構造デザイン賞、技術賞及び環境貢献賞については、協会が毎年行う募集に対し応募のあった個人又は組織から表彰委員会において表彰対象者を選考し、理事会において決定する。
- 三 第2条第二号に定める功労賞については、協会の諸事業に著しい貢献のあった個人を会員が推薦し、表彰委員会の議を経て理事会において決定する。この推薦は2以上の会員をもって行うものとする。
- 四 第2条第三号の特別の賞については、表彰委員会の議を経て理事会において決定する。

第4条（表彰対象者の募集）

協会は、毎年第2条第二号の膜構造デザイン賞、技術賞及び環境貢献賞について、表彰対象者の募集を行う。応募にあたっては、自薦、他薦を問わない。他薦の場合は、予め施主又は管理者など、主要な関係者の了解を得て応募するものとする。

① 膜構造デザイン賞

膜材料等を使用した優れたデザインについて、その実現に寄与した個人又は組織を対象として募集する。応募にあたっては、施工主及びその設計に責任を有する者の了解のうえ応募するものとする。

② 技術賞

膜材料等の開発、膜構造の施工、維持管理などに關し、その普及に貢献する技術開発、創意工夫等を行った個人又は組織を対象として募集する。

③ 環境貢献賞

膜構造の低炭素性、環境に配慮した優秀な膜構造の実現などに著しく貢献した設計、施工、技術開発、材料開発などを行った個人又は組織を対象として募集する。

2 協会は、第2条第3号の特別の賞について、理事会の決定により、表彰対象の募集を行うことがある。

第5条（表彰委員会）

本規程に基づく表彰の検討、対象者の選考等を行うため、次により表彰委員会を設置する。

一 表彰委員会は、公平な審議が行われるよう、学識者である第3種正会員を中心に構成する。

二 委員は、年度当初から2箇年度の表彰終了までを任期として会長が委嘱し、再任を妨げないものとする。

三 表彰委員の互選により、委員長及び副委員長を決定する。

四 任期の途中で辞任した委員を継承する委員の任期は、辞任委員の残期間とする。

五 表彰の対象者の選考にあたっては、利害関係のある委員はその決定に関与しない。

第6条（表彰状等）

協会は、表彰対象者に対し、表彰状を授与する。

第7条（規程の改正）

この規程の改正は、理事会の承認により行う。

付則

1 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

2 論文賞についての詳細は、論文賞検討委員会において定める。

3 論文賞以外のこの規程に基づく表彰の実施に関する細則等は表彰委員会において定める。

付則

1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。